

令和 8 年度 第 1 回杉戸町特別職報酬等審議会

◆ 日 時 令和 8 年 7 月 1 4 日（火） 1 0 時

◆ 場 所 杉戸町役場第 3 庁舎 2 階第 1 会議室

令和8年度 第1回杉戸町特別職報酬等審議会 次第

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 自己紹介
- 5 会長の選出及び職務代理者の指名
- 6 諮 問
- 7 議 事
「議員報酬の額の見直しに等ついて」
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

杉戸町特別職報酬等審議会委員名簿

(敬称 略)

選 出 区 分	氏 名
住民代表	大久保 佐知子
住民代表	木村 三樹男
知識経験者	稲葉 光男
農業団体代表	中山 晶人
商工会代表	野口 幸江
金融機関代表	中里 圭介
事業者代表	細井 貴広
事業者代表	田原 和明
事業者代表	日下部 一義

(順不同)

杉戸町特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について審議するため、杉戸町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、杉戸町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、町長が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

杉戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抄）

（議員報酬）

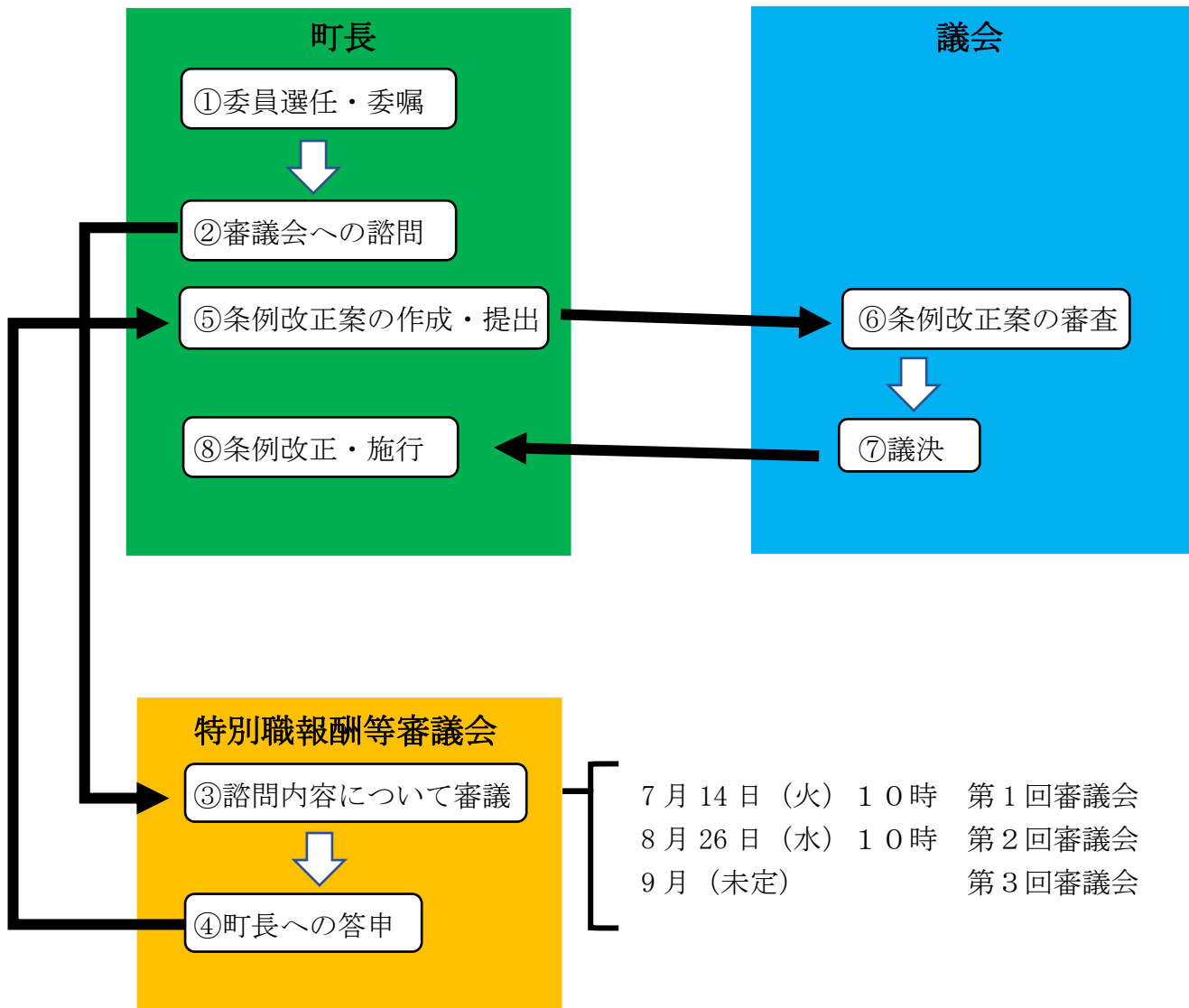
第2条 議長等の議員報酬は、次のとおりとする。

- （1）議長 月額 32万円
- （2）副議長 月額 25万5,000円
- （3）常任委員長、議会運営委員長 月額 24万2,000円
- （4）議員 月額 23万5,000円

（期末手当）

第5条 議長等で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）は同法第252条の規定に該当する場合を除く。）し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

特別職報酬等審議会の流れ



■県内町村の議会議員の報酬月額一覧（全 23 団体）

※年収＝（報酬月額×12月）＋報酬月額×役職加算率×年間支給月数

町村名	人口	報酬月額（R8.4.1）（単位：円）								（参考）年収ベース（単位：円）								期末手当	
		議長	順位	副議長	順位	委員長	順位	議員	順位	議長	順位	副議長	順位	委員長	順位	議員	順位	年間 支給月数	役職 加算率
伊奈町	44,825	322,000	5	257,000	6	244,000	7	229,000	11	5,660,760	5	4,518,060	5	4,289,520	7	4,025,820	10	4.65	20%
三芳町	37,137	358,000	1	300,000	1	286,000	1	278,000	1	6,210,405	1	5,204,250	1	4,961,385	1	4,822,605	1	4.65	15%
毛呂山町	31,533	318,000	8	260,000	5	249,000	5	244,000	3	5,516,505	8	4,510,350	6	4,319,528	6	4,232,790	5	4.65	15%
越生町	10,457	297,000	17	227,000	18	222,000	17	214,000	17	5,015,588	18	3,833,463	18	3,749,025	18	3,613,925	18	4.25	15%
滑川町	19,710	308,000	12	233,000	16	233,000	12	216,000	16	5,414,640	9	4,096,140	16	4,096,140	12	3,797,280	14	4.65	20%
嵐山町	17,169	328,000	3	263,000	3	251,000	3	242,000	4	5,766,240	3	4,623,540	3	4,412,580	3	4,254,360	3	4.65	20%
小川町	26,899	320,000	6	263,000	3	251,000	3	242,000	4	5,625,600	6	4,623,540	3	4,412,580	3	4,254,360	3	4.65	20%
川島町	18,450	324,000	4	265,000	2	259,000	2	248,000	2	5,695,920	4	4,658,700	2	4,553,220	2	4,359,840	2	4.65	20%
吉見町	17,232	307,000	13	247,000	12	242,000	8	230,000	10	5,397,060	11	4,342,260	12	4,254,360	8	4,043,400	9	4.65	20%
鳩山町	12,487	298,000	16	232,000	17	221,000	18	211,000	18	5,238,840	14	4,078,560	17	3,885,180	17	3,709,380	17	4.65	20%
ときがわ町	10,000	330,000	2	256,000	7	248,000	6	240,000	6	5,801,400	2	4,500,480	7	4,359,840	5	4,219,200	6	4.65	20%
横瀬町	7,442	257,000	20	217,000	19	205,000	19	201,000	19	3,917,965	23	3,308,165	21	3,125,225	20	3,064,245	20	2.95	10%
皆野町	8,639	265,000	19	210,000	20	195,000	20	190,000	20	4,597,088	19	3,642,975	19	3,382,763	19	3,296,025	19	4.65	15%
長瀬町	6,175	247,000	21	193,000	21	182,000	21	177,000	21	3,958,175	22	3,092,825	23	2,916,550	23	2,836,425	23	3.50	15%
小鹿野町	9,708	247,000	21	193,000	21	180,000	22	175,000	22	4,284,833	20	3,348,068	20	3,122,550	21	3,035,813	21	4.65	15%
東秩父村	2,300	239,000	23	183,000	23	176,000	23	171,000	23	4,146,053	21	3,174,593	22	3,053,160	22	2,966,423	22	4.65	15%
美里町	10,541	301,000	14	244,000	13	225,000	14	217,000	14	5,221,598	15	4,232,790	13	3,903,188	14	3,764,408	15	4.65	15%
神川町	12,617	301,000	14	244,000	13	225,000	14	217,000	14	5,221,598	15	4,232,790	13	3,903,188	14	3,764,408	15	4.65	15%
上里町	30,265	311,000	10	253,000	11	231,000	13	222,000	12	5,395,073	12	4,388,918	11	4,007,273	13	3,851,145	12	4.65	15%
寄居町	31,236	310,000	11	254,000	10	239,000	11	232,000	9	5,377,725	13	4,406,265	10	4,146,053	11	4,024,620	11	4.65	15%
宮代町	33,260	295,000	18	244,000	13	225,000	14	221,000	13	5,117,513	17	4,232,790	13	3,903,188	14	3,833,798	13	4.65	15%
杉戸町	43,061	320,000	6	255,000	8	242,000	8	235,000	7	5,551,200	7	4,423,613	8	4,198,095	9	4,076,663	7	4.65	15%
松伏町	27,608	312,000	9	255,000	8	241,000	10	235,000	7	5,412,420	10	4,423,613	8	4,180,748	10	4,076,663	7	4.65	15%

■近隣市町の議会議員の報酬月額一覧

※年収＝（報酬月額×12月）＋報酬月額×役職加算率×年間支給月数

町村名	人口	報酬月額（R8.4.1）（単位：円）				（参考）年収ベース（単位：円）				期末手当	
		議長	副議長	委員長	議員	議長	副議長	委員長	議員	年間支給月数	役職加算率
春日部市	228,622	550,000	489,000	460,000	460,000	9,669,000	8,596,620	8,086,800	8,086,800	4.65	20%
久喜市	150,508	483,000	433,000	422,000	410,000	8,491,140	7,612,140	7,418,760	7,207,800	4.65	20%
蓮田市	61,009	420,000	365,000	355,000	345,000	7,383,600	6,416,700	6,240,900	6,065,100	4.65	20%
白岡市	52,080	432,000	354,000	330,000	326,000	7,594,560	6,223,320	5,801,400	5,731,080	4.65	20%
幸手市	48,406	436,000	385,000	368,000	356,000	7,664,880	6,768,300	6,469,440	6,258,480	4.65	20%
杉戸町	43,061	320,000	255,000	242,000	235,000	5,551,200	4,423,613	4,198,095	4,076,663	4.65	15%
宮代町	33,260	295,000	244,000	225,000	221,000	5,117,513	4,232,790	3,903,188	3,833,798	4.65	15%

（参考）議会案の額の場合

町村名	人口	報酬月額（R8.4.1）（単位：円）				（参考）年収ベース（単位：円）				期末手当	
		議長	副議長	委員長	議員	議長	副議長	委員長	議員	年間支給月数	役職加算率
杉戸町	43,061	476,000	382,000	361,000	350,000	8,257,410	6,626,745	6,262,448	6,071,625	4.65	15%
年間増額						2,706,210	2,203,133	2,064,353	1,994,963		

■同規模自治体（町村）との比較

都道府県	町村名	人口	定数	人口／定数	面積（km ² ）	議長	副議長	議員
沖縄県	南風原町	41,243	16	2,578	10.8	350,000	290,000	263,000
群馬県	大泉町	41,662	15	2,777	18.0	413,000	343,000	303,000
愛知県	幸田町	41,925	16	2,620	56.7	424,000	333,000	303,000
沖縄県	読谷村	42,304	19	2,227	35.3	344,000	264,000	243,000
大阪府	熊取町	42,359	14	3,026	17.2	350,000	320,000	300,000
北海道	音更町	42,416	20	2,121	466.0	397,000	321,000	281,000
愛知県	武豊町	43,240	16	2,703	25.9	400,000	320,000	285,000
埼玉県	杉戸町	43,343	15	2,890	30.0	320,000	255,000	235,000
静岡県	長泉町	43,498	16	2,719	26.6	358,000	304,000	282,000
愛知県	東郷町	43,902	16	2,744	18.0	398,000	320,000	291,000
熊本県	菊陽町	43,911	18	2,440	37.5	332,000	273,900	249,000
埼玉県	伊奈町	44,956	16	2,810	14.8	322,000	257,000	229,000

第 7 1 回町村議会実態調査結果参考

■県内町村および近隣市町の直近の改定状況

三芳町 (令和 7 年 4 月適用) (円)

	改正前	改正後	増減額
議長	326,000	358,000	+ 32,000
副議長	272,000	300,000	+ 28,000
委員長	260,000	286,000	+ 26,000
議員	252,000	278,000	+ 26,000

春日部市 (令和 8 年 4 月適用) (円)

	改正前	改正後	増減額
議長	539,000	550,000	+ 11,000
副議長	479,000	489,000	+ 10,000
委員長	451,000	460,000	+ 9,000
議員	451,000	460,000	+ 9,000

嵐山町 (令和 7 年 4 月適用) (円)

	改正前	改正後	増減額
議長	318,000	328,000	+ 10,000
副議長	253,000	263,000	+ 10,000
委員長	232,000	251,000	+ 19,000
議員	224,000	242,000	+ 18,000

白岡市 (令和 7 年 4 月適用) (円)

	改正前	改正後	増減額
議長	372,000	432,000	+ 60,000
副議長	294,000	354,000	+ 60,000
委員長	270,000	330,000	+ 60,000
議員	266,000	326,000	+ 60,000

川島町 (令和 7 年 4 月適用) (円)

	改正前	改正後	増減額
議長	309,000	324,000	+ 15,000
副議長	253,000	265,000	+ 12,000
委員長	247,000	259,000	+ 12,000
議員	237,000	248,000	+ 11,000

幸手市 (令和 8 年 4 月適用) (円)

	改正前	改正後	増減額
議長	432,000	436,000	+ 4,000
副議長	382,000	385,000	+ 3,000
委員長	365,000	368,000	+ 3,000
議員	353,000	356,000	+ 3,000

ときがわ町 (令和 8 年 4 月適用) (円)

	改正前	改正後	増減額
議長	286,000	330,000	+ 44,000
副議長	222,000	256,000	+ 34,000
委員長	208,000	248,000	+ 40,000
議員	201,000	240,000	+ 39,000

■議員報酬額の算定式に基づく日額換算

現行	月額	年額	活動日数	日額換算
町長	783,000	9,396,000	305	30,807
副町長	674,000	8,088,000	305	26,518
教育長	618,000	7,416,000	305	24,315
議長	320,000	3,840,000	136	28,235
副議長	255,000	3,060,000	136	22,500
委員長	242,000	2,904,000	136	21,353
議員	235,000	2,820,000	136	20,735

議会案額	月額	年額	活動日数	日額換算
町長	783,000	9,396,000	305	30,807
副町長	674,000	8,088,000	305	26,518
教育長	618,000	7,416,000	305	24,315
議長	476,000	5,712,000	136	42,000
副議長	382,000	4,584,000	136	33,706
委員長	361,000	4,332,000	136	31,853
議員	350,000	4,200,000	136	30,882

※活動日数については、「議員報酬及び議員定数検討結果報告書」36ページの算定式で用いている活動日数・職務遂行日数を使用しています。

■消費者物価指数及び国家公務員・杉戸町役場職員初任給の推移

年度		総合指数	国家公務員 一般職（大卒）	杉戸町役場 一般職（大卒）
1998	平成10年	98.3	174,200	174,200
2025	令和7年	111.9	232,000	235,000
平成10年からの比較		13.84%増	57,800円増	60,800円増

議会報酬及び議員定数検討結果報告書25ページより抜粋

◎決算収支状況(普通会計)

(単位：％、千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	説 明
歳入総額	15,782,961	15,832,945	16,635,759	
歳出総額	15,106,332	15,184,958	15,851,206	
歳入歳出差引額	676,629	647,987	784,553	
翌年度に繰り越すべき財源	47,424	38,059	22,911	
実質収支	629,205	609,928	761,642	当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるものです。
単年度収支	△ 161,571	△ 19,277	151,714	当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。
積立金	3	3	86	
繰上償還金	0	0	0	
積立金取崩し額	149,743	491,979	725,331	
実質単年度収支	△ 311,311	△ 511,253	△ 573,531	単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額です。
財政調整基金現在高	1,540,920	1,363,547	943,266	
公共施設改修基金現在高	627,067	926,870	1,212,827	

◎主な歳入

区 分	令和4年度	前年比	令和5年度	前年比	令和6年度	前年比	説 明
町税	5,870,470	1.9%	5,721,930	-2.5%	5,766,197	0.8%	町民税、固定資産税、軽自動車税など。
普通交付税	2,077,566	2.6%	2,340,122	12.6%	2,699,340	15.4%	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地方公共団体においても標準的な行政サービスを提供できるように財源を保障するためのものです。
臨時財政対策債	209,000	-59.4%	101,000	-51.7%	52,600	-47.9%	国が地方公共団体に交付する地方交付税の財源不足に対処するため、その不足する金額の一部を一旦地方公共団体で借金をしてまかなっておく町債のことです。
主な歳入の合計	8,157,036	-1.7%	8,163,052	0.1%	8,518,137	4.3%	

◎主な歳出

区 分	令和4年度	前年比	令和5年度	前年比	令和6年度	前年比	説 明
人件費	2,531,374	0.8%	2,546,221	0.6%	2,690,875	5.7%	
扶助費	2,868,349	-15.2%	3,166,603	10.4%	3,562,884	12.5%	社会保障制度の一環として、各種法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など）や町独自の制度に基づき、障害者・高齢者・児童などに対してその生活を維持するために支出する経費です。
公債費	1,067,690	3.0%	1,052,456	-1.4%	996,649	-5.3%	
（義務的経費計）	6,467,413	-6.6%	6,765,280	4.6%	7,250,408	7.2%	
物件費	3,460,811	0.0%	3,013,405	-12.9%	3,094,779	2.7%	
普通建設事業費	1,401,194	15.9%	1,349,952	-3.7%	1,354,017	0.3%	
主な歳出の合計	11,329,418	-2.3%	11,128,637	-1.8%	11,699,204	5.1%	

◎財政指標

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	説 明
実質公債費比率	7.0	6.6	6.4	地方公共団体における公債費及び公債費に準じるものによる財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるもの。 また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、健全化判断比率の一つとして位置付けられており、早期健全化基準は25％、財政再生基準は35％とされている。
将来負担比率	—	—	—	財政健全化法に規定された指標で、一般会計等の地方債残高や出資法人への損失補償や公社の負債など、その団体が将来負担することとなる可能性があるものを指標化し、将来の財政負担の程度を示すもの。350％以上になると早期健全化団体となる。
経常収支比率	89.3	91.1	90.8	財政構造の弾力性を判断するための比率で、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源や減収補てん債及び臨時財政対策債がどの程度充当されているかをみる指標である。この比率が低いほど財政構造に弾力性があることとなる。
地方債残高	8,338,562	7,917,502	7,582,394	
年度末人口	44,115人	43,859人	43,392人	

杉戸町長 窪田 裕之 様

杉戸町議会議長 上田 聡

杉戸町特別職報酬等審議会の設置及び開催について（依頼）

日頃より、町議会の活動に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当議会では、全国町村議会議長会が採択した「議員報酬の適正化を促進するための決議」（令和6年5月22日）を受け、議会改革の重要課題として、議員報酬と議員定数の在り方について検討を進めてまいりました。

決議書でも指摘されているように、全国の町村議会議員報酬は、長年にわたり町村長の給料月額約30%程度に据え置かれたままであり、生計を維持するには不十分な低水準にあります。当町の議員報酬も、平成10年の改定以来、約30年間据え置かれたままとなっています。

近年、地方分権改革の進展やデジタル化、多様化・複雑化する住民ニーズへの対応など、議員に求められる職責と活動範囲は拡大し、それに伴って活動時間は大幅に増加しています。議会が町政のチェック機能を十分に果たし、多様な住民の声を反映させるためには、議員が活動に専念できる環境の整備と併せ、幅広い人材の確保が不可欠です。

また、急激な物価高騰や社会経済情勢の変化は、特に若い世代が議員を目指す上での大きな経済的障壁となっています。このままでは、多様な人材が政治に参加する機会が阻害され、議会の活性化が困難となるのみならず、将来のなり手不足も懸念されます。

つきましては、杉戸町議会議員としての役割と職責に応じた報酬額となるよう、杉戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条に規定されている議員報酬の見直しについて、杉戸町特別職報酬等審議会条例に基づき、杉戸町特別職報酬等審議会を設置し、審議していただきますようお願いいたします。

なお、当議会において検討を行った報告書を添えて提出いたしますので、併せて御参照ください。